

## 米国の租税条約締結方針

### はじめに

平成13年(2001年)8月10日に日米租税条約の交渉が開始されたことが日本の財務省から公表されたことは既に本欄において述べたところである。

現行日米租税条約は、昭和46年(1971年)に第二次改正の署名が行われ、昭和47年(1972年)7月に発効し、昭和48年(1973年)1月1日から適用されているが、それ以降改正されていない。今回の日米租税条約改正は、日本と米国間の経済交流の大きさからみて、今後の日米間の経済活動に与える影響は多大なものがあるとともに、日本が現在締結している租税条約の改定作業におけるモデルケースとなるものと思われる。

本稿は、日米租税条約改正の動向を推測する意味で、米国の租税条約締結方針の検討を行うこととする。

### 1 米国の租税条約締結方針

米国財務省が1999年10月に米国議会において、米国の国際税務、特に租税条約締結方針に関して説明した資料によると、いくつかの特徴が窺われる。

#### (1) 投資所得に係る源泉地国課税の減免

米国の租税条約締結方針では、基本的に、利子所得及び使用料所得の源泉地国課税は、条約

免税である。また、配当所得は、一般配当が15%、親子間配当が5%である。なお、租税条約の適用のない場合、米国国内法による非居住者に対する源泉徴収税率は30%である。したがって、米国との条約締約国の居住者は、米国との租税条約が適用となる場合、米国における課税の減免を受けることになる。

米国は、このように投資所得に係る源泉地国課税に対して租税条約により課税の減免を促進する方針を採っているが、その理由として、米国は、先進国で、かつ、米国と相互に投資の均衡している条約相手国に対して条約上減免措置を講じているとしている。

#### (2) 電子商取引等への課税

電子商取引等に対する課税は、国際的な合意が形成されていないことから、今後の国際協力を待つ形となっている。米国は、エストニア、ラトビア、リトアニアとの租税条約案において、租税条約施行後5年以内に電子商取引等から生じた所得の課税について協議することを要請している。これらのバルチック諸国との租税条約では、OECD等において解決策が示されるまでの間、一方の締約国の居住者は、他方の締約国に恒久的施設を有する場合を除いて、電子商取引等から生じた所得について、他方の締約国において課税を受けないこととなっている。米国は、電子商取引等から生じる所得に対して源泉徴収による課税に反対している。

# Topics of International Taxation

## (3) 情報交換規定の重視

租税条約の目的の一つである租税回避と脱税の防止に対処する方策として、米国の租税条約は、情報交換規定を重視し、次の項において述べるトリティーショッピング防止を規定している。

OECD モデル租税条約においては、銀行法等により保護される情報は、租税条約に規定する情報交換になじまないとされているが、米国は、この種の規定のある租税条約を締結しない方針である。したがって、米国は、公式な条約交渉前にこの点を事前に詰めることとしている。

## (4) 対トリティーショッピング防止規定

租税条約の目的の一つは、源泉地国において課税を減免することにより国際的二重課税を排除することである。このことは、条約の適用対象者は、源泉地国において条約の適用による課税減免の恩典を受けるということである。

租税条約の他の目的は、租税回避と脱税の防止である。そのためには、条約の真の適用対象者のみが条約に定める課税減免という恩典を受けることであり、条約締約国以外の国、いわゆる第三国の居住者がその恩典を享受することを防止しなければならない。

米国は、1977年及び1981年の米国モデル租税条約の頃から LOB 条項の導入に熱意を示していたが、現在の米国における租税条約締結方針は、1970年代及び1980年代と比較してその方針堅持がより強固となり、米国が締結するすべての租税条約に、トリティーショッピングを防止するために包括的な LOB 条項を規定している。

米国は、近年改正した対ドイツ租税条約（1989年署名）、対オランダ租税条約（1992年署名）等において、LOB 条項を規定しており、その後、1996年にモデル租税条約第22条に米国が条約を締結する際の指針となる LOB 条項を規定している。

しかし、米国の方針では、型にはまった LOB 条項を主張するのではなく、個々の条約ごとにその条約の状況等を勘案して LOB 条項を規定している。

## 2 日米租税条約改正への展望

租税条約に LOB 条項を導入することに対しては、その機能を疑問視する向きもある。しかし、改正日米租税条約が、米国の条約締結方針に示されたように、投資所得の源泉地国課税の減免を強化するのであれば、当然に、わが国における源泉徴収課税も減免されることから、わが国が他国と締結している租税条約と比較して、日米租税条約の有利性は明らかになる。したがって、LOB 条項の導入が必要になるものと思われる。

(参考文献)

Treasury News, "Treasury International Tax Counsel Philip R. West Testimony before the Senate Committee on Foreign Relations" (Oct. 27, 1999)

(<http://www.treas.gov/press/releases/psl77.htm>)。

日本大学教授

矢内 一好